

第2章 | 全体構想

1. 土地利用の方針
2. 交通施設の整備方針
3. 市街地整備の方針
4. 環境保全・整備の方針
5. 景観保全・形成の方針
6. 都市防災の方針
7. その他都市施設等の整備方針

第2章 全体構想

1. 土地利用の方針

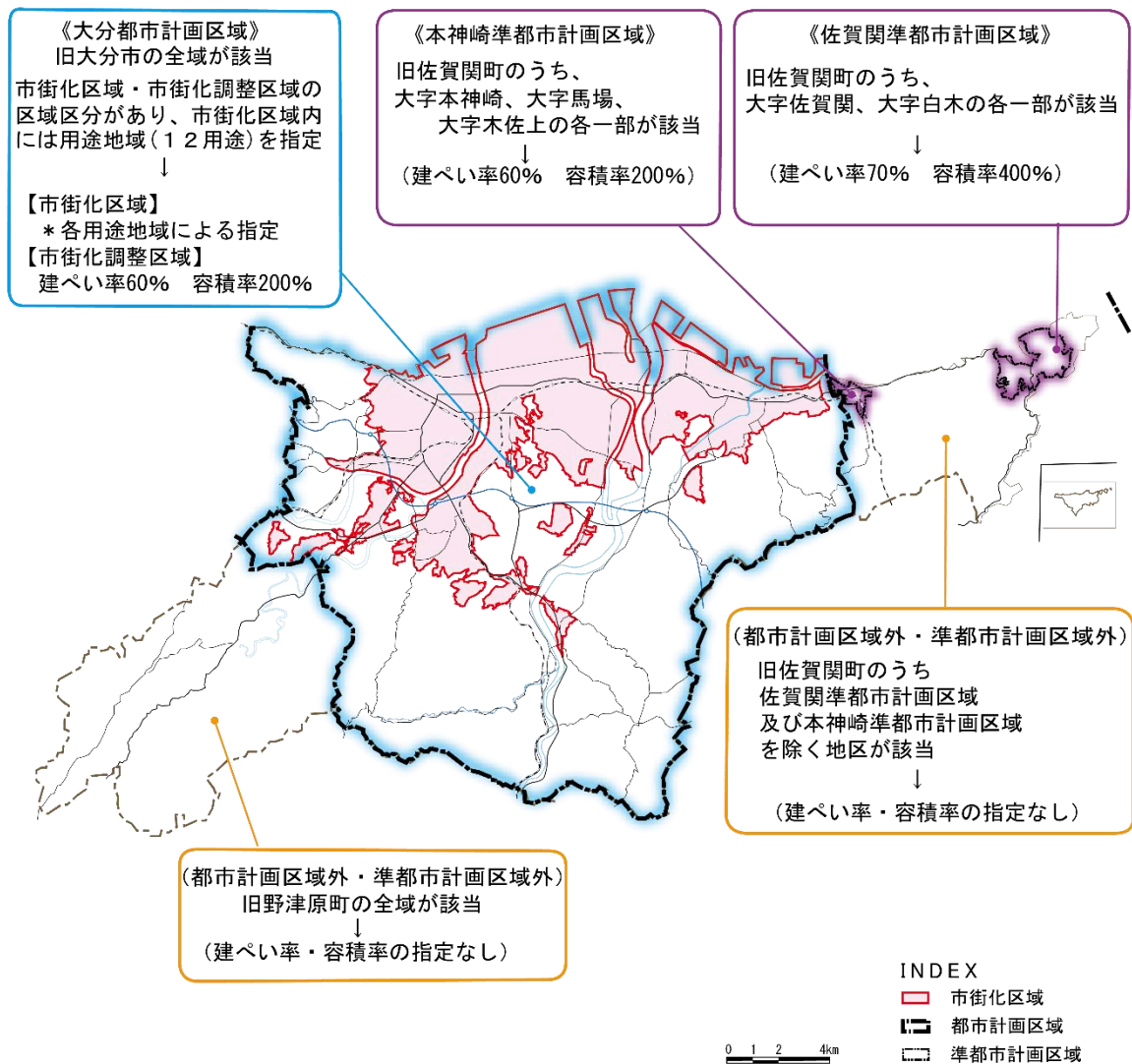
(1) 都市計画の方針

1 | 都市計画の基本的な考え方

現在、本市には、区域区分が指定されている大分都市計画区域と、佐賀関準都市計画区域、本神崎準都市計画区域が存在します。

大分市都市計画マスタープランにおいては、都市計画区域と準都市計画区域などの共存を前提とした土地利用方針を設定します。

都市計画区域などの指定状況



序章
都市計画
マスタープランとは

第1章
都市づくりの目標

第2章
全体構想

第3章
地区別構想

第4章
計画の実現に向けて

第2章 全体構想

2 | 土地利用に関する誘導方針

土地利用に関する誘導方針は、本市の都市計画区分ごとに、以下のように設定します。

都市計画に関する土地利用の誘導方針

都市計画	土地利用の誘導方針
大分都市計画区域	<p>○すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> i 都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導による拠点ごとのコンパクトな都市づくり ii 都市機能の充実及び強化 iii 居住推奨区域における居住の推奨 iv 市街地における土地の高度利用
市街化区域	
市街化調整区域	<p>○市街化を抑制すべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> i 市街化調整区域における土地利用の規制と誘導 ii 営農環境の保全と共生 iii 自然環境の保全と共生 iv 秩序ある土地利用の形成
佐賀関準都市計画区域	<p>○無秩序な開発を防止して良好な環境を維持する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> i 自然環境などの保全と共生 ii 秩序ある都市的土地利用の形成
本神崎準都市計画区域	<p>○農地を含めた土地利用の整序または環境保全の必要な区域</p> <ul style="list-style-type: none"> i 自然環境などの保全と共生 ii 秩序ある都市的土地利用の形成
都市計画区域外・準都市計画区域外（野津原地区や佐賀関地区の一部）	<p>○都市計画区域・準都市計画区域が定められていない区域</p> <ul style="list-style-type: none"> i 自然環境などの保全と共生 ii 秩序ある土地利用の形成

※都市機能誘導区域：都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設など都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域。

■ a. 大分都市計画区域

(a) 市街化区域

i 都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導による拠点ごとのコンパクトな都市づくり

- ・都市の現状、人口、産業の見通しに基づき、適切な区域区分制度の運用に努め、コンパクトで効率的な市街地形成を目指します。
- ・既存の低・未利用地は、周辺の土地利用の動向を考慮しつつ、個々の土地の状況を踏まえた適切な判断のもと、計画的な土地利用を図ります。
- ・各拠点を中心に設定されている都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導を図り、各種サービスの市民への効率的な提供を図ります。

ii 都市機能の充実及び強化

- ・都心拠点では、商業・業務・福祉をはじめとする高次で多様な都市機能の維持・誘導を図ります。
- ・地区拠点では、日常生活に必要な生活利便施設を中心に都市機能の維持・誘導を図ります。
- ・既存の市街地の特性に応じて都市環境の維持・改善を図ります。
- ・都市施設の整備や地域地区制度を適正に運用するなどして、都市の将来像の実現に向け、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ・地域での主体的な都市づくりの取組により、都市づくりの方向性が明確になりつつあるところでは、都市計画の提案制度の活用や地区計画制度、建築協定制度などの導入を検討し、土地や建物の利用に関するきめ細かな誘導を図ります。

iii 居住推奨区域における居住の推奨

- ・将来にわたって人口集積性・交通利便性・生活安全性が高いと考えられる区域に居住を推奨することで、一定のエリアにおける人口密度の維持を図ります。
- ・災害リスクの高い区域における居住を抑制します。

iv 市街地における土地の高度利用

- ・JR 大分駅周辺の中心市街地、鶴崎地区、明野地区では商業・業務機能の強化や都市型居住機能の集積を図るため、市街地再開発事業や地区計画制度などの活用とあわせて、民間活力による建物の共同化や中高層化などの積極的な誘導と、駐車場などの公共的な都市空間の適切な配置により、商業活動や業務活動に必要とされる機能の増進を図ります。



明野地区

第2章 全体構想

(b)市街化調整区域

i 市街化調整区域における土地利用の規制と誘導

- ・無秩序な市街地の拡大・拡散の抑制に努めるとともに、農林業との調和を原則とし、地域特性などを踏まえながら、以下の区分に分類し、各区分に則した土地利用の規制・誘導を図ります。

土地利用区分	内容と特徴
土地利用保存区分	<p>以下の地域は、原則として開発を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の形状などからみて開発することが困難な地域(地すべり防止区域など) ○歴史文化、景観、風致などからみて保存すべき地域または緑地として保存すべき地域(保安林など) ○土地の利用形態からみて開発することが不適と判断される地域(優良農地など)
土地利用調整区分	<p>以下の地域は、開発をできるかぎり抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地利用保存区分、土地利用検討区分以外の地域であって、無秩序な市街地の拡大・拡散の抑制・調整に努める地域
土地利用検討区分	<p>以下の地域は、市街化区域への編入や土地利用の規制緩和について検討します。(ただし、災害ハザードエリアの有無など、防災的観点からの十分な検討を要する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大分市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」に隣接する地域であり、かつ、支所や鉄道駅周辺で基盤整備が行われているなど計画的な市街化が見込まれる地域 ○独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、市街化区域における建築物の連たんの状況と同程度にある地域 ○産業機能の強化や地域活力の増進などを目的に、企業誘致などを考慮した土地利用の在り方について検討が必要な地域

ii 営農環境の保全と共生

- ・一団の農地など良好な営農条件を備えている地域については、開発行為の抑制を図るとともに、既存集落の活力低下に伴う周辺農地の荒廃化を防ぐために適切な制度運用を図り、整序された土地利用に努めます。
- ・農地は、貴重な景観としても重要であり、無秩序な農地転用による開発を防ぐため、農地及び農業集落の適切な保全に努めます。
- ・広がりのある優良な農地については、土地利用保存区分と位置付け、開発行為の抑制などにより生産環境の保全を図ります。

iii 自然環境などの保全と共生

- ・高崎山や霊山一帯など、市街地を取り囲む山地は、土地利用保存区分として、市街地から丘陵や山並みへと向かう眺望景観を尊重しつつ、良好な自然環境の保全に努めます。

iv 秩序ある土地利用の形成

- ・市街化区域に隣接または近接し、一定のまとまりのある既存集落で既に市街化区域と一体的な生活圏を構成している地域については、周辺の自然環境との調和に努めます。
- ・独立して一体的に日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、市街化区域内における建築物の連たんの状況と同程度にある地域では、人口定着と活力維持・増進に必要な措置を講じるため、都市計画制度を検討することにより地域の実情に応じた必要な施策を地域住民と行政が協働して展開していきます。
- ・地区計画の運用に当たっては、「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」を踏まえ、秩序ある土地利用の形成を図ります。
- ・既存宅地のストックを活用するため、新たな住宅開発を抑制します。



市街化調整区域（高崎山）



市街化調整区域（農地）

■ b. 佐賀関連都市計画区域

i 自然環境などの保全と共生

- ・良好な自然環境などの保全と共生に努めます。

ii 秩序ある都市的土地利用の形成

- ・佐賀関市民センター周辺地区は、生活に必要な施設の集積により、各種サービスの市民への効率的な提供を図るとともに、秩序ある適切な土地利用を図るため、都市計画制度などの検討を行います。
- ・無秩序な市街化を抑制し、人と自然が共生できるような土地利用を図るため、適切な制度運用を行います。
- ・既存集落の活力維持を図るとともに、災害の危険性の高い地域においては防災性の向上に向けた取組を進めます。

第2章 全体構想

■ c. 本神崎準都市計画区域

i 自然環境などの保全と共生

- ・準都市計画区域内では、多くの農地・農住共存地があるなかで都市的土地利用が進んでいることから、自然環境や営農環境と調和した土地利用を図ります。

ii 秩序ある都市的土地利用の形成

- ・自然環境や住環境など保全の観点から、特定用途制限地域を適切に運用します。
- ・無秩序な市街化を抑制し、人と自然が共生できるような土地利用を図るため、適切な制度運用を行います。

■ d. 都市計画区域外・準都市計画区域外

i 自然環境などの保全と共生

- ・都市計画区域外・準都市計画区域外では、「大分市景観計画」や「大分市環境基本計画」に基づき、集落地の良好な生活環境の維持・保全と森林、河川の水辺などの自然環境の保全・調和を図るとともに、森林散策や動植物の観察などといったレクリエーションの場としての活用を図ります。

ii 秩序ある土地利用の形成

- ・野津原市民センター周辺地区においては、生活に必要な施設の集積により、各種サービスの市民への効率的な提供を図ります。
- ・都市計画区域外・準都市計画区域外については、大規模集客施設の立地などによる無秩序な市街地の拡散や自然的・農業的土地利用の減少など、広域にわたる都市構造や周辺環境に及ぼす影響が懸念されることから、適切な土地利用が図られるよう、必要に応じて準都市計画区域指定を検討します。
- ・自然環境や景観形成などの保全の観点から、適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・合理的な土地利用及び公共施設などの整備改善を図るために一定の基準に基づき、指導を行います。



佐賀関準都市計画区域



都市計画区域外

(2) 土地利用の基本方針

本市は、昭和 39 年の新産業都市の指定以来急激に人口が増加し、それに伴う大規模住宅団地の開発などによって急速に市街地が拡大しましたが、拡散型の土地利用の進行により、今後は人口減少に伴う市街地の低密度化が懸念されます。一方で、市街地を取り囲む緑豊かな山地・丘陵地や、優良な田園環境も残っています。

生活拠点、産業拠点、自然環境などがバランス良く配置され、それらが有機的に結びつきながら都市が健全に維持・発展するために、都市計画制度などを活用し、以下の方針に基づいて、あるべき都市像の実現を目指します。

■基本方針 1 県都にふさわしい都市機能の集積

県都としての機能を十分に発揮し、東九州の重要な拠点として求心力を強固にするため、中心市街地の低・未利用地や既存ストックの有効活用を図るなど、中心市街地の再構築による商業・業務機能の集積、拠点地区における都市機能の集積と拠点間の連携、居住機能と商業・業務機能が融合した利便性の高い市街地の形成を図ります。

■基本方針 2 個性的で魅力あふれる地区拠点の形成

旧市町の中心部などに地区拠点を配置し、駅などを中心に歩いて暮らせる範囲において、地域特性を生かした個性と魅力あふれる地区拠点づくりを進めます。また、地域ごとの多様なまちづくりニーズを十分に把握するなかで、地域と協働した活動による持続可能なまちづくりを推進します。

■基本方針 3 だれもが安心して暮らし続けることができる居住環境づくり

既存ストックを有効に活用した都市施設の再配置などによる効率的な社会資本投資と環境負荷の小さい都市づくりを推進し、無秩序な市街地の拡大・拡散の抑制に努めます。また、ライフスタイルに応じた居住選択による住み替えなどを通じて、生活利便性・安全性の高い区域に緩やかな居住推奨を図り、子育て世帯や高齢者世帯など、だれもが安心して暮らし続けることができる居住環境を形成します。

■基本方針 4 地域特性に応じた適正な土地利用の促進

市街地から郊外の山地に至るまで、地域ごとに異なる成り立ちや特性、役割などに応じ、都市計画制度などを活用した規制・誘導を行い、地域特性を生かした適正な土地利用を促進します。また、市街化調整区域においては新たな住宅開発を抑制しますが、人口減少の著しい既存集落におけるコミュニティの活力維持・増進、産業・観光振興などに寄与する適正な土地利用の規制・誘導方策の検討を行います。

第2章 全体構想

(3) 土地利用類型と配置方針

本市は、別府湾に面した大分平野を中心に高崎山をはじめ、霊山、九六位山、樅木山、鎧ヶ岳などの緑豊かな山々に囲まれています。また、市街地をみても、住商工といったさまざまな土地利用がみられます。

このような土地利用を健全に維持・発展するためには、その土地利用に適した配置方針が必要となることから、ここでは、本市の土地利用を以下のような区分に分類し、その配置方針を示します。

1 都市的土地利用

■ a. 中心市街地

- ・ 県庁や市役所をはじめとする行政機関や、商業・業務施設が集積している JR 大分駅北側においては、幹線道路網の再構築やバリアフリー化の推進とともに、商業・業務機能の集積や建物などの共同化、中高層化を促進します。
- ・ 土地区画整理事業などの都市基盤整備が完了した JR 大分駅南地区においては、複合文化交流拠点の形成を推進するとともに、大分いこいの道の良好な景観の維持や都市型居住機能の集積を図ります。
- ・ JR 大分駅周辺の交通結節機能の強化と駅南北の連携強化を図り、県都にふさわしい都心機能の構築を図ります。
- ・ 荷揚町小学校跡地や JR 大分駅東側の低・未利用地などを活用し、県都にふさわしい、にぎわいをつなぐ交流の場の形成、快適に過ごせる憩いの場の創出を図ります。
- ・ 生活利便施設の集積や、良好な住宅の立地誘導により、定住人口の確保に努めます。

■ b. 複合型市街地

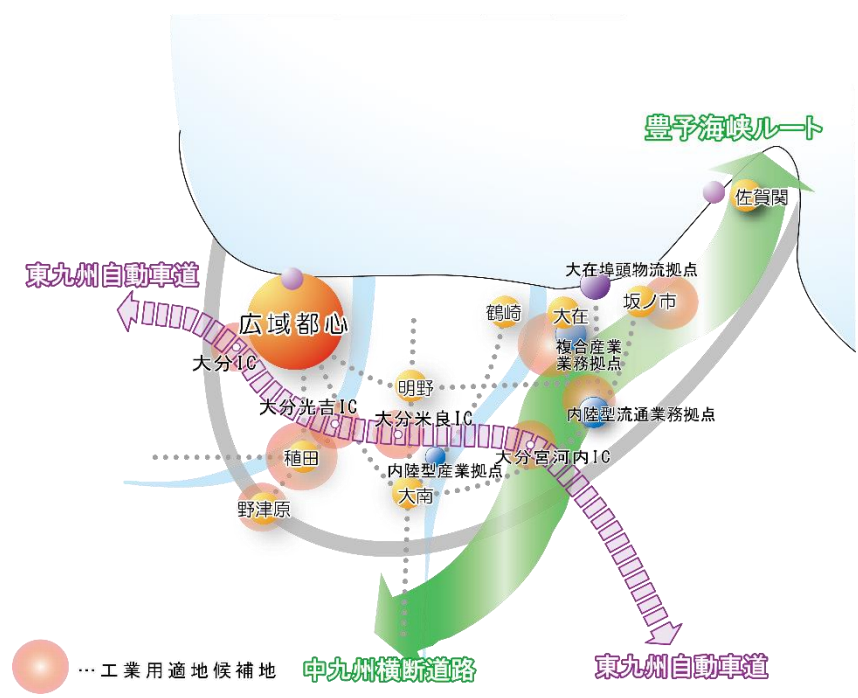
- ・ 中心市街地を取り囲む周辺地域においては、商業・業務機能と都市型住宅が調和した複合的な市街地形成による広域都心の形成を図ります。
- ・ 土地区画整理事業により市街地が形成された津留、高城地区においては、幹線道路沿道を中心とする商業・サービス機能と都市型住宅が調和した利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・ JR 鶴崎駅周辺においては、近年マンションなどの住宅が増加していることから、住宅と商業・業務機能の調和、共存による職住近接型の拠点の形成を図ります。
- ・ 市・玉沢地区、明野中心部地区、JR 大在駅周辺、坂ノ市駅周辺においては、商業・業務機能の集積による地区の拠点の形成を図ります。
- ・ 住宅と工業施設が混在する地区においては、計画的に開発された工業団地などへの移転を促進するとともに、短期的な実現が困難な地区においては、住環境に配慮するように、はたらかかせるなど、住宅と工業施設の共存を図ります。

■ c. 住宅市街地

- ・ 植田地区や大南地区に多く存在する開発住宅団地や、新住宅市街地開発事業により計画的に形成された明野団地などにおいては、低・中層専用住宅地として良好な住環境の維持を図ります。
- ・ 大在地区や坂ノ市地区の土地区画整理事業により基盤整備された区域においては、良好な環境の住宅市街地の形成を図ります。
- ・ 高度経済成長期を中心に開発された住宅団地においては、生活利便性を維持するとともに、良好な住環境に配慮しながら、「ふるさと団地の元気創造推進事業」をはじめ空き家・未利用地などを活用した団地の活性化を図ります。
- ・ 人口が集積し、交通の利便性及び災害に対する安全性が高い区域に緩やかな居住推奨を図ることにより、一定エリアにおける人口密度を維持し、安心・快適に暮らせる住環境の形成を図ります。

■ d. 産業・研究施設地

- ・ 臨海部の工業地については、機能の充実とともに、公害防止措置の強化をはたらきかけます。また、埋立地の未利用地については有効活用を図るため、臨海型工業地としての土地利用をはたらきかけます。
- ・ 産業構造の変化などに伴い、内陸部に展開している先端産業用地については、周辺の住環境や自然環境に配慮した適切な土地利用を図ります。
- ・ 坂ノ市地区にある流通業務団地の利用促進により、内陸型流通業務拠点の形成を図ります。
- ・ 大分港大在地区及びその周辺地区においては、海の玄関口として良好な流通環境の活用を行うとともに、アクセス性の向上とあわせた港湾機能強化など臨海物流拠点の形成を図ります。
- ・ 産業の振興及び雇用機会の拡大に向け、県・市連携のもと、企業ニーズの把握や新たな工業用適地の選定を進めるなど企業誘致に向けた積極的な取組を進めます。また、工業用適地の選定に当たっては、市域を対象に幹線道路やインターチェンジ、港湾などへのアクセス性及び既存工業団地との連携等を考慮するとともに、必要に応じ、土地利用規制緩和や区域区分の見直しを含む都市計画制度の整備・運用を図るなど、土地利用転換に向けた検討を行います。



第2章 全体構想

2 | 自然的土地利用

■ a. 農地・農住共存地

- ・ 広がりのある優良な農地については、都市の良好な景観を形成する貴重な資源として、保全を図ります。
- ・ 農村集落においては、生活道路の改善などによる集落環境の整備を推進します。
- ・ 幹線道路の整備などに伴い、産業・観光・地域振興のための土地活用が求められる地域については、市民発意の都市づくり計画などを取り入れ、地域の実情に応じて田園環境と調和した計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

■ b. 山地・丘陵地・海岸

- ・ 市街地を取り囲む高崎山や霊山、九六位山、樅木山、鎧ヶ岳などを中心とする山地・丘陵地、また、別府湾、佐賀関沿岸部については、豊かな自然環境を保全するとともに、自然とふれあうゾーンとしての活用を図ります。
- ・ その他、市街地背後に広がる丘陵地については、身近に接することができる緑として、また都市の風致を形成するとともにヒートアイランド現象の緩和など都市の良好な環境形成に寄与する緑として保全を図ります。

(4) 市街地の課題に対応した土地利用の方針

1 | 土地の高度利用等の方針

- ・ 中心市街地においては、商業・業務機能の強化に向けて、建物の共同化や中高層化の誘導、駐車場などの適切な配置による土地の高度利用を図ります。
- ・ 都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われる持続可能な都市（スマートシティ）について、関係機関と連携した検討を進めます。

2 | 低・未利用地の活用方針

- ・ 市街化区域内の都市的土地利用が進行していない地区においては、周辺の土地利用の動向を考慮しつつ、自然環境と調和した土地利用に誘導します。
- ・ 臨海部の埋立地において土地の有効利用がなされていない箇所では、臨海型工業地としての土地利用をはたらきかけます。

3 | 用途純化及び土地利用転換の方針

- ・都市内交流軸を形成する道路整備の進捗及びその沿道利用、交通結節機能の向上等に伴い、各種都市機能の立地や居住人口の増加など、広域都心の役割を補完する新たな土地利用が期待される一方で、住宅と工場等の用途混在や無秩序な土地利用の進行が懸念される地区にあっては、地域の実情に応じた土地利用の在り方について検討を行うなど、計画的な市街地の形成に向けた取組を進めます。
- ・明野団地など、社宅からマンションや商業施設などへの土地利用転換が進行している地区においては、住民などと協働して、地区計画の活用などによる地区施設の整備や緑化を推進し、ゆとりとうるおいのある市街地の形成を図ります。
- ・土地利用においては、良好な市街地の形成を図るために、建物用途の純化を推進します。

4 | 居住環境の維持・改善の方針

- ・都市基盤整備が遅れたまま市街化が進行した地域では、公共施設の整備や都市計画制度などにより、居住環境の改善を推進します。
- ・滝尾中部、三佐北、細地区における住環境整備事業の実施など、居住環境の改善を推進します。
- ・集客施設の立地が予想される地域においては、現況の土地利用や基盤整備状況を考慮し、集客施設を制限するなど居住環境の維持に努めます。
- ・安心して子どもを産み、育てることができるよう、拠点等における子育て支援機能や教育機能の充実を図るとともに、子どもの遊び場や地域住民の交流の場の確保等による、暮らしやすい居住環境の形成を図ります。



滝尾中部地区

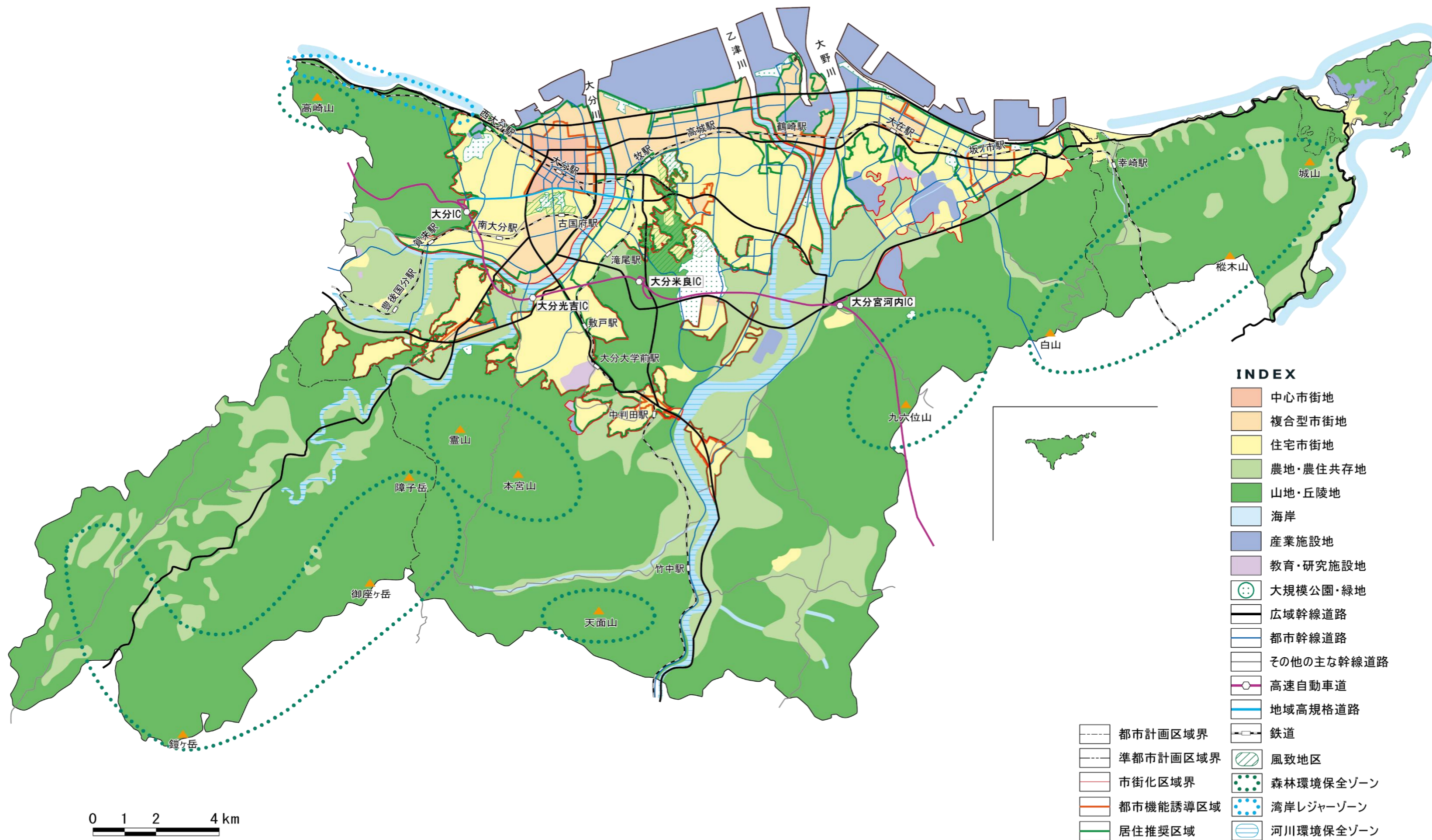
5 | 都市の風致の維持・形成に関する方針

- ・風致地区に指定されている上野丘や松栄山においては、建築行為などに対する条例の適正な運用を図り、都市の風致の維持に努めます。
- ・市街地に含まれ、または隣接・近接している里山などの緑地については、風致地区や特別緑地保全地区の指定などによる保全策を検討します。

6 | 中心市街地の活性化に影響を及ぼす大規模集客施設の制限方針

- ・中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる大規模集客施設について、特別用途地区の指定により準工業地域における立地を制限します。

土地利用方針図



INDEX

- 中心市街地
- 複合型市街地
- 住宅市街地
- 農地・農住共存地
- 山地・丘陵地
- 海岸
- 産業施設地
- 教育・研究施設地
- ⊙ 大規模公園・緑地
- 広域幹線道路
- 都市幹線道路
- その他の主な幹線道路
- 高速自動車道
- 地域高規格道路
- 鉄道
- 都市計画区域界
- 準都市計画区域界
- 市街化区域界
- 都市機能誘導区域
- 居住推奨区域
- 風致地区
- 森林環境保全ゾーン
- 湾岸レジャーゾーン
- 河川環境保全ゾーン

序章
都市計画
マスタープランとは

第1章
都市づくりの目標

第2章
全体構想

第3章
地区別構想

第4章
計画の実現に向けて

2. 交通施設の整備方針

(1) 交通体系の基本方針

道路や鉄道などの交通施設は、多様な都市活動を支える基盤ですが、都市化の進展に伴う需要の拡大によって交通混雑などの問題が生じており、交通施設の適切な配置が重要となっています。

本市では、道路交通網の骨格となる国道10号、197号、210号、442号などの幹線道路が広域都心部を通る放射型の構造になっており、通過交通の流入などが交通混雑の原因となっています。また、大分川、大野川が市街地を分断しており、その河川橋りょう部での混雑も激しくなっています。さらに、日常生活における自動車交通への依存度が高い状況にあることも混雑に拍車をかけており、公共交通網の整備とその利用促進も課題といえます。

このような課題を踏まえ、円滑な都市活動を支える交通体系を実現するため、既設道路の効率的な維持管理を行うとともに、以下の方針に基づいて交通施設の整備を図ります。

■基本方針1 都市間連携を強化する広域交通体系の確立

本市が東九州の拠点都市としての役割を果たすために、他都市との交流・連携を強化する陸・海・空の広範な交通施設のネットワーク化とその高速化を促進し、多重性・代替性を考慮した人・モノ・情報の交流・連携を支える総合的な広域交通体系の確立を図ります。

■基本方針2 まちづくりを支える交通ネットワークの構築

放射・環状型幹線道路網や公共交通網など都市交通体系の整備を進めるとともに、拠点間や拠点と周辺地域の円滑な移動を図るため、公共交通と自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せの再構築や、新たな交通システムの導入を検討するなど、まちづくりを支える交通ネットワークの構築を図ります。

■基本方針3 公共交通施設などの利便性と安全性の向上

自動車との適切な役割分担のもとに、都市の基幹交通である鉄道やバスを高速性、定時性に優れた交通システムとして構築するとともに、交通結節拠点などの整備を行い、公共交通施設の利便性向上と利用促進を図ります。また、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の促進により高齢者や障がいのある人などの移動制約者、訪日外国人旅行者、その他の来訪者などの利便性及び安全性の向上を図ります。

■基本方針4 バイシクルフレンドリータウン～自転車が似合うまち～の創造

手軽で生活に密着した交通手段、気軽でレクリエーションの手段として活用できる自転車は、環境負荷の軽減や市民の健康増進につながり、都市交通問題への対応においても一定の役割を果たすことが可能です。市民の身近な交通手段である自転車の利用を促進していくため、「バイシクルフレンドリータウン～自転車が似合うまち～」の創造に向けた取組を進めていきます。

■基本方針5 モビリティ・マネジメント（MM）の実施と交通渋滞の解消・緩和

交通渋滞緩和などの交通問題解決に向けて、国、県、交通事業者などの関係機関との連携を図りながら、ノーマイカーデーや時差出勤、パークアンドライドなど、過度に自動車に頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促すモビリティ・マネジメント（MM）の取組を実施します。

第2章 全体構想

(2) 将来道路網の体系

1 | 高規格道路網

本市と九州圏内各地の拠点都市間を連絡し、本市の拠点性を高める道路として大分自動車道、東九州自動車道、大分中央幹線道路、中九州横断道路を高規格道路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。また、豊後伊予連絡道路（豊予海峡ルート）の整備など本市と四国・関西方面を結ぶ太平洋新国土軸構想の実現に向けて、国や九州・四国各県、関係機関などと連携した取組を進めます。

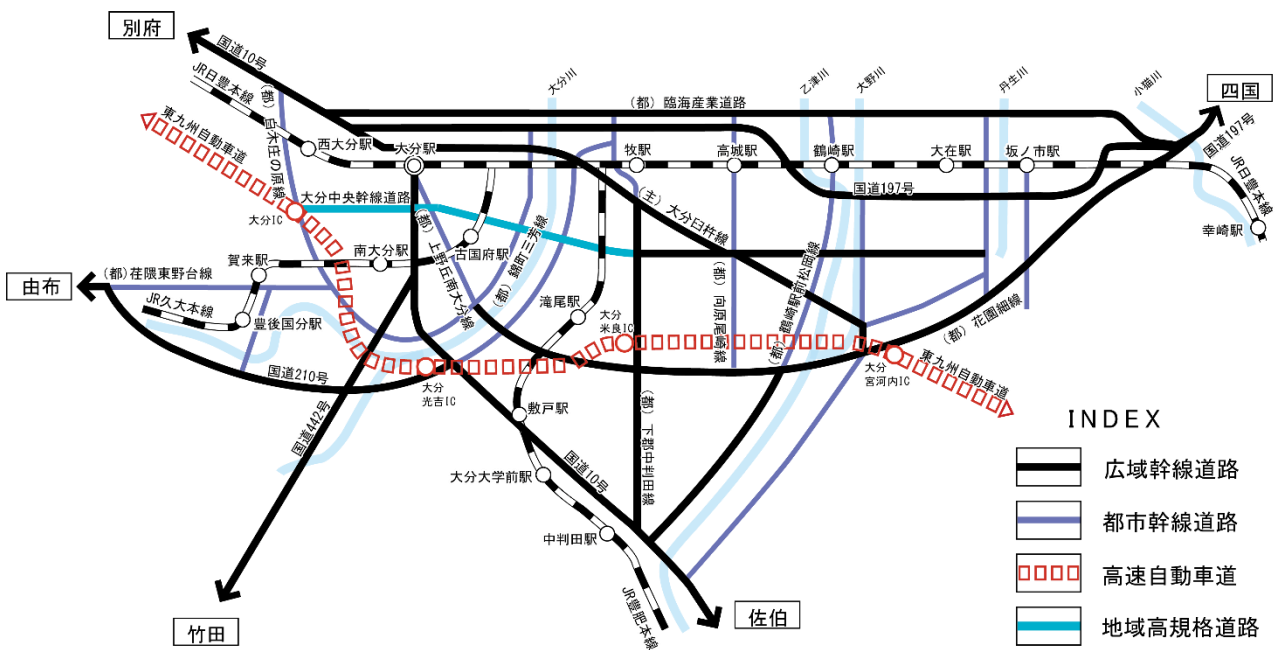
2 | 広域幹線道路網

本市と周辺市町を連絡し、本市の都市構造の主要な骨格を形成する道路を広域幹線道路として位置付け、整備に向けた取組を進めます。国道10号、197号、210号、442号などの整備に向けた取組を進めます。

3 | 都市幹線道路網

広域幹線道路の機能を補完して地区間の交通ネットワークを形成し、本市の都市構造の骨格をなす道路を、都市幹線道路と位置付け、整備に向けた取組を進めます。

将来道路網図



(3) 道路整備の方針

1 | 高規格道路

中心市街地と東西方向のアクセスの向上を図り、東西の都市内交流軸を形成する大分中央幹線道路の整備、並びに本市と熊本市とを結び九州の循環型高速道路ネットワーク及び地域連携軸を形成するとともに、本市臨海物流拠点等へのアクセス強化、さらには四国・関西方面への広域連携軸形成につながる中九州横断道路の整備に向けた取組を進めます。

2 | 広域幹線道路

■ a. 国道 10 号の整備

- ・本市を南北に縦断し、別府市や佐伯市などとの周辺都市間を結ぶ広域幹線道路として、車線数の不連続区間の拡幅整備や、交差点の改良に向けた取組を進めます。

■ b. 国道 197 号の整備

- ・坂ノ市、佐賀関地区方面から中心市街地へアクセスする広域幹線道路として、未整備区間や橋りょう部を中心に車線数の不連続区間の拡幅整備に向けた取組を進めます。

■ c. 国道 210 号の整備

- ・植田地区や由布市などから中心市街地へアクセスする広域幹線道路として拡幅整備に向けた取組を進めます。

■ d. 国道 442 号の整備

- ・植田・野津原地区方面から中心市街地へアクセスする広域幹線道路として、車線数の不連続区間の拡幅整備などに向けた取組を進めます。

■ e. (都)花園細線の整備

- ・国道 197 号における市東部方面からの中心市街地への通過交通の流入を分担する広域幹線道路として整備に向けた取組を進めます。また、中心市街地への円滑なアクセスを図るため、花園・米良間の整備に向けた取組を進めます。

3 | 都市幹線道路

■ a. (都)白木庄の原線の整備

- ・大分 IC と国道 10 号を結ぶ(都)白木庄の原線の計画の見直しを検討し、整備に向けた取組を進めます。

第2章 全体構想

■ b. (都)錦町三芳線の整備

- ・都市内移動及び通過交通を円滑に処理する環状型道路網として、(都)錦町三芳線の計画見直しの必要性について検討を行うとともに、整備に向けた取組を進めます。

■ c. (都) 鶴崎駅前松岡線の整備

- ・鶴崎地区の南北都市軸として位置付けられる(都) 鶴崎駅前松岡線について、松岡小学校前から京が丘入り口交差点までの区間など、一部未整備区間の整備に向けた取組を進めます。

■ d. (都)上野丘南大分線の整備

- ・JR 大分駅南側と国道 10 号、(都)花園細線を結び、市東部、南部方面から中心市街地への円滑なアクセスを図るため、適正な幅員を確保した整備に向けた取組を進めます。

■ e. (都)王子町椎迫線の整備

- ・(都) 臨海産業道路と(都) 庄の原佐野線をつなぐ(都) 王子町椎迫線の一部未整備区間の整備に向けた取組を進めます。

■ f. (都) 松原国宗線の整備

- ・国道 197 号などの渋滞緩和や住宅団地の利便性向上を図るため、猪野団地入口と鶴崎スポーツパーク付近を結ぶ(都) 松原国宗線の整備に向けた取組を進めます。

■ g. (都) 外堀西尾線の整備

- ・中心市街地における回遊性の向上を図るため、中央通りから(都) 県庁前古国府線までの区間について、(都) 外堀西尾線の整備に向けた取組を進めます。

■ h. (都) 片島松岡線の整備

- ・滝尾地区における東西方向の骨格道路として、(都) 片島松岡線の整備に向けた取組を進めます。

■ i. (都) 庄の原佐野線の整備

- ・大分 IC と中心市街地、東部市街地を広域的に結ぶ骨格的な幹線道路である(都) 庄の原佐野線について、下郡から明野地区までの区間の整備に向けた取組を進めます。

■ j. (都) 乙津森町線の整備

- ・大南方面から市北部へ向かう交通量を分散し、都市内の交通流動の円滑化を図るため、(都) 乙津森町線の整備に向けた取組を進めます。

■ k. (都) 里屋山線、(都) 屋山久原線の整備

- ・坂ノ市地区に位置し、国道 197 号などの機能を補完する(都) 里屋山線、(都) 屋山久原線について、歩行空間の確保に向けた取組を進めます。

■ l. (都) 六坊新中島線の整備

- ・(都) 庄の原佐野線と国道 197 号を結ぶ補助幹線道路である(都) 六坊新中島線の整備に向けた取組を進めます。

■ m. (都) 滝尾駅前線の整備

- ・JR 滝尾駅への円滑なアクセスを図るため、(都) 滝尾駅前線の整備に向けた取組を進めます。

4 | その他の道路の整備方針

- ・歩道の設置、自転車道との区分などにより、歩行者が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を進め、バリアフリー化について、市民と交通事業者、行政などが一体となって推進します。
- ・子どもの移動経路における安全確保を目的に、道路環境や交通安全施設の整備など、学校等関係者、警察、行政・道路管理者等が連携し一体となった取組を進めます。
- ・平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するための重要物流道路や代替・補完路の整備に向けた取組を進めます。



(都) 庄の原佐野線 (宗麟大橋)



(都) 中島錦町線

(4) 公共交通施設の整備方針

1 | 公共交通施設の基本体系

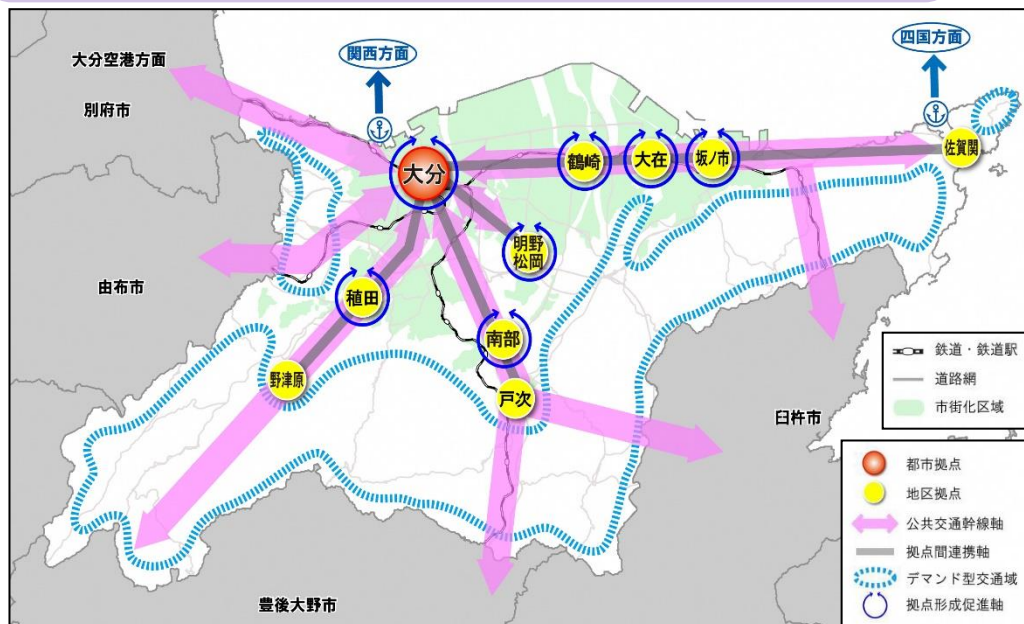
今後の人口減少社会の進行を見据え、公共施設や商業施設など、まちの機能をコンパクトに集約した利便性の高いまちづくりが必要とされており、こうしたまちづくりを支える道路整備と合わせ、だれもが快適に移動できる公共交通ネットワークの構築が求められています。

以下に示す地域公共交通ネットワークの実現により、多極ネットワーク型集約都市の構築を目指します。

本市の地域公共交通の機能分類（大分市地域公共交通網形成計画より抜粋）

	機能分類	該当する公共交通（路線など）
公共交通 幹線軸	○複数市町村をまたぐ広域的な移動や、地区拠点間の連携・交流など、多様かつ高度な都市機能が集積する市街地への円滑なアクセスを確保することで、市民・交流者の都市活動を支える。	
	○需要に応じて利便性の高いサービスを提供する。	
	○地方間移動の基幹的移動軸となる。	・フェリー
	○主要都市間を結ぶ移動の基幹公共交通軸となる。	・鉄道
	○市内の地区拠点間の移動を担う定時性、速達性ある大量輸送機関である。	・高速バス
拠点間 連携軸	○福岡市をはじめとする九州主要都市間などの移動を担う定時性、速達性ある輸送機関である。	・大分空港アクセスバス
	○大分空港と大分都市圏を結ぶ定時性・速達性のある輸送機関である。	・路線バス（広域幹線）
	○鉄道駅や港といった広域交通拠点を連絡し、都市拠点と地区拠点を繋ぐ利便性を備えた広域幹線軸となる。 ・広域幹線バス：国大線・臼杵線・伯大線 ・準広域幹線バス：佐賀関線・今市線・今畑線・野津原線	・路線バス（基幹軸） （市内を高頻度で運行）
拠点形成 促進軸	○都市拠点と市内の地区拠点を連絡する基幹的な軸 ○鉄道軸が対応できないエリアに柔軟に整備・導入しやすいバス交通を生かして、専用レーン等を活用した「速達性」や「定時性」を持つ基幹軸となる。	・路線バス（支線）
デマンド型 交通	○人口集積地と各種拠点（商業・医療など）、鉄道駅などを結び、都市活動を支え、拠点のにぎわいづくりに寄与する軸となる。	・路線バス（支線） ・中心市街地循環バス
その他	○中山間部の生活交通を支える軸となる。 ○公共交通が不便な地域で、買い物や通院のための移動手段を確保し、路線バスへ接続することで市街地部への移動を可能とする。 ○利用者ニーズへ柔軟に対応し持続可能な公共交通とするため、地域主体の住民協働型の公共交通を目指す。 ○車両や運行形態は、地域特性や移動需要に応じて適宜判断する。 ○タクシー利用が有効な移動、あるいは公共交通が不便な地区の住民、子育て世代などへの多様な移動を支える。 ○鉄道やバスで対応困難な地域でも存在する「最後の公共交通」を担う。 ○きめ細かい配慮や多様なサービス対応が求められる移動者（高齢者、障がい者、子育て家庭の方、来訪者など）への対応を行う。 ○24時間365日のドアツードア輸送サービスを提供する。	・ふれあい交通 ・タクシー

地域公共交通のあるべき姿（大分市地域公共交通網形成計画より抜粋）



2 | 鉄道

- ・ JR 大分駅では、県都にふさわしい交通結節機能・ターミナル機能の整備や南北市街地の一体化及び魅力的な都市景観の形成を図るとともに、路線バスや高速バス、タクシーなど他の公共交通の円滑な乗り継ぎ環境の向上を推進します。
- ・ 各駅の交通結節機能を強化するため、駅前広場、駐車場、駐輪場などの整備等、駅利用者の利便性向上に向け、路線バスやタクシーなどの公共交通と自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との円滑な乗り継ぎ環境の整備を図ります。
- ・ 1日の乗降客数が3,000人を超えるJR駅においては、段差解消や駅へのエレベーター、手すりの設置などのバリアフリー化とともに、休憩施設、多目的トイレ、授乳スペースなどの整備によるユニバーサルデザインの導入を促進します。その他駅については、国の基本方針に基づきバリアフリー化に努めます。
- ・ JR 日豊本線の高速・複線化など鉄道輸送機能の向上を促進します。
- ・ 既存の鉄道ネットワークを有効活用するため、利用者ニーズに対応した新駅設置の可能性について検討します。
- ・ 東九州新幹線や四国新幹線（豊予海峡ルート）の整備実現に向けて、国や九州・四国各県、関係機関などと連携して事業の推進を図ります。

3 | バスなど

- ・ JR 大分駅周辺の交通結節機能用地などを活用し、公共交通との連携強化を図ります。
- ・ JR 路線との連絡強化による地域拠点駅への乗り入れを促進します。
- ・ バス専用レーンの新增設や路線網の再構築などバス輸送を促進します。
- ・ 高齢者や障がいのある人など、あらゆる人の円滑な移動を促進するため、公共交通における利用環境のバリアフリー化に向けた取組を進めます。
- ・ 公共交通の不便な地域では、高齢者などの移動の利便性及び安全性の向上を図るため、ふれあいタクシー運行事業などの交通支援事業について、関係機関との調整を図ります。
- ・ 運転手不足による公共交通サービスの縮小や高齢者の運転免許の自主返納などによる交通弱者の増加等、課題となる移動手段の確保や輸送の合理化に向け、自動運転やバス高速輸送システム（BRT）などの新たな交通システムやモビリティサービスの導入について検討を行います。



低速電動バス「グリーンスローモビリティ」



ふれあい交通

第2章 全体構想

4 | 自動車ターミナルなど

- ・バス交通の円滑化及び利便性の向上を図るため、JR 大分駅東側の低・未利用地などを活用したバスターミナルの整備を検討します。
- ・郊外部の拠点駅においては、自動車駐車を配置し、中心市街地への自動車交通流入の低減化について検討を行います。
- ・駐車場需要に対して供給量が上回っている状況にある中心市街地においては、中心市街地活性化施策と連携した駐車場配置適正化区域の設定や附置義務駐車台数の見直しなど、駐車場の配置や質的な向上など高質化に向けた駐車場整備・配置に関する検討を推進します。
- ・観光客など中心市街地への来訪機会の向上を図るため、観光施策との連携による観光バスやマイクロバスの乗降場の整備とあわせて駐車場確保について検討を行います。

(5) 自転車利用環境の整備方針

1 | 自転車の安全・快適な走行空間のネットワーク整備

- ・自動車、歩行者との間にある交通手段として自転車を明確に位置付けし、連続性のある走行空間を整備し、自転車だけでなく歩行者や自動車も安全快適に利用できる環境整備を行います。
- ・現況の道路の状況、位置付けや地域の特性などに十分に配慮し、特に自転車交通量が多く、歩行者も多い道路については通行の安全性と円滑化のため、自転車道などの独立した空間の設置を検討します。

2 | 自転車等利用環境の充実

- ・市民や観光客の利便性を高めるとともに、自動車交通の削減、駐車場の効率化、地域活性化や観光振興を図るため、気軽に止められる駐輪場の整備を推進するとともにシェアサイクルの導入に向けた取組を行います。



自転車レーン



シェアサイクル

(6) モビリティ・マネジメント (MM) の実施方針

- ・自動車利用を選択しがちな「クルマ中心の生活スタイル」から、「公共交通や徒歩・自転車などの多様な移動手段をかきこく利用する生活スタイル」への転換を促すために、個人や職場組織などを中心にモビリティ・マネジメントに取り組みます。
- ・居住者、高齢者、学生、転入者などを対象に、公共交通利用促進に関する講座などの開催や、公共交通マップの有効活用により、公共交通の利用促進を図る取組を実施します。

(7) 広域交通施設の整備方針

1 | 港湾

- ・大在公共埠頭を中心とする港湾施設については、関西・関東方面への海路と九州一円の陸路を結ぶ物流の基幹拠点として、近年著しく増加する貨物量やモーダルシフトの促進に対応するため、新たな埠頭用地の確保による RORO 船ターミナルの充実など港湾機能の強化に向けた取組を促進します。
- ・大分港西大分地区においては、海の玄関口にふさわしいウォーターフロントの開発・整備を促進します。

2 | 空港

- ・大分空港へのアクセス手段として、大分空港道路、東九州自動車道などの連携強化を図るとともに、本市中心部と大分空港とを結ぶホーバークラフト等による海上アクセスの導入にあわせ、発着地へのアクセス道路など周辺環境の整備について取組を進めます。

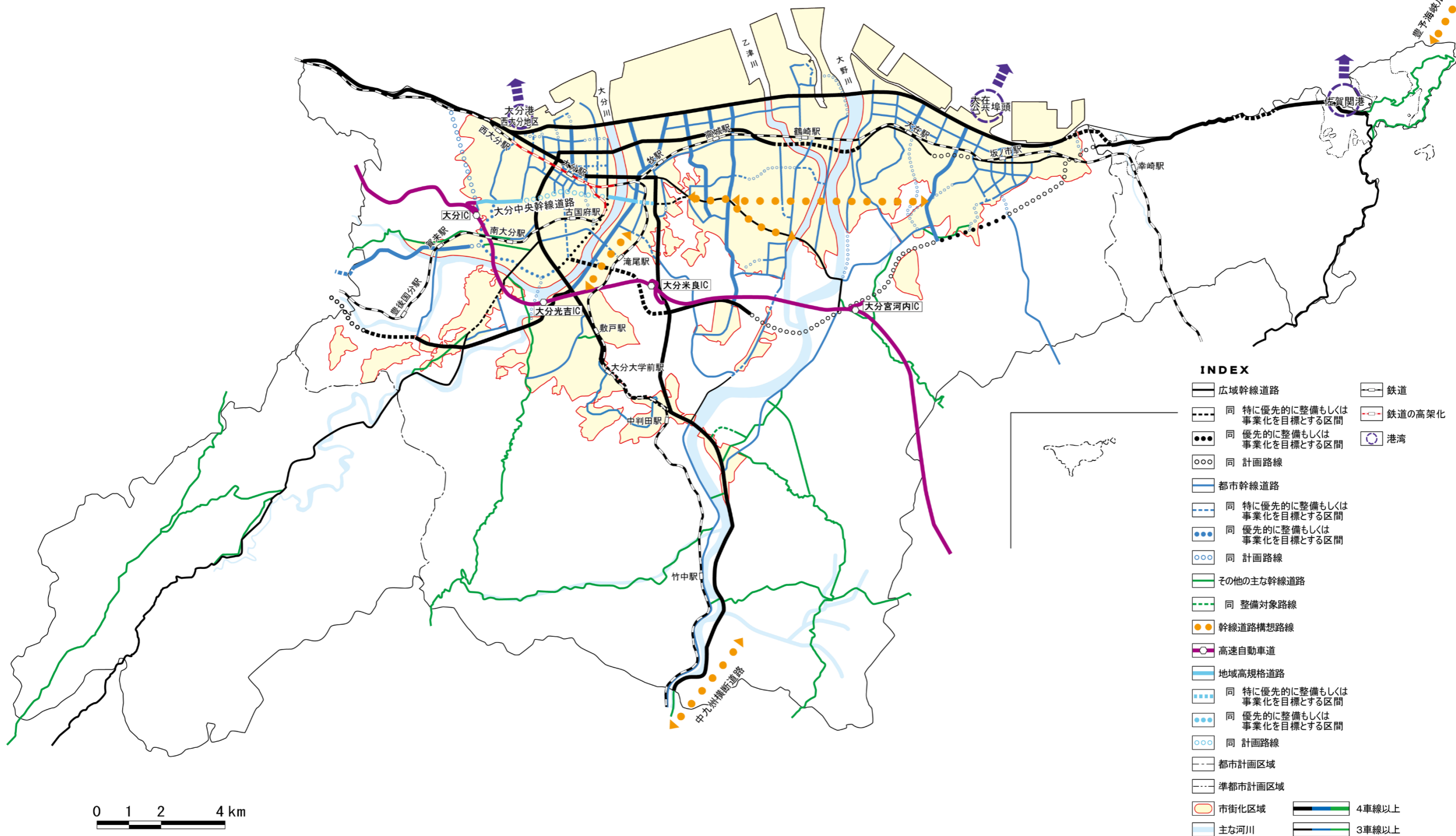


大在公共埠頭



かんたん港園

交通施設整備方針図



INDEX

	広域幹線道路		鉄道
	同 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間		鉄道の高架化
	同 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間		港湾
	同 計画路線		
	都市幹線道路		
	同 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間		
	同 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間		
	同 計画路線		
	その他の主な幹線道路		
	同 整備対象路線		
	幹線道路構想路線		
	高速自動車道		
	地域高規格道路		
	同 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間		
	同 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間		
	同 計画路線		
	都市計画区域		
	準都市計画区域		4車線以上
	市街化区域		3車線以上
	主な河川		

序章 都市計画マスタープランとは

第1章 都市づくりの目標

第2章 全体構想

第3章 地区別構想

第4章 計画の実現に向けて

3. 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の基本方針

市街地が急速に拡大する時代から、安定・成熟した都市型社会へ移行し、市街地整備における重点テーマも既成市街地の再編などへと変化しており、市街地の特性と整備の目的を踏まえた適正な整備手法の選択が重要となっています。

本市では、新産業都市建設に伴う急速な人口増加と市街地の拡大に対応するために、公有水面埋立事業、土地区画整理事業、民間団地開発事業の面的整備により市街地の大部分が形成されてきましたが、そのなかで一部には基盤が整っていない市街地や機能更新が必要な市街地なども見受けられます。また、今後の人口減少社会下においては、市街地内の空き家・空き地がランダムに発生する都市のスポンジ化の解消が必要です。

このような課題を踏まえ、計画的で良好な市街地の形成を図るために、以下の方針に基づいて市街地整備を行います。

■基本方針1 中心市街地の総合的な市街地整備の推進

大分駅付近連続立体交差事業や土地区画整理事業などにより大きく変貌した中心市街地において、都市機能の集積や建物などの共同化・中高層化、交通アクセスの向上により、良好な市街地の形成を図ります。

■基本方針2 住民との協働による居住環境の改善

狭あい道路や行き止まり道路が多いなど、都市基盤の整備が不十分な地区においては、地域住民の安全・安心なまちづくりに対する発意と主体的な関わりに基づいて、地区計画の策定や住環境整備事業などを推進します。また、歴史的資源が残された地区においては、その優良な資源や景観を生かしたまちなみ整備などを地域住民と協働して行います。

■基本方針3 計画的な市街地整備の推進

各拠点地区の位置付けにふさわしい都市機能の集積を図るために、計画的な市街地整備と関連する都市施設整備などを推進します。また、都市のスポンジ化を解消し、市街化区域の低・未利用地における土地の有効利用を促進するために、地域住民の意向を踏まえながら計画的な市街地整備を推進します。

■基本方針4 宅地開発の適正な規制・誘導

市街化区域内の宅地開発は、住環境の向上を目指して、適正な開発を誘導します。市街化調整区域においては、優良な農地の保全に努めつつ、人口減少の著しい既存集落については地域コミュニティの活力維持・増進を図るため、都市計画制度などによる住環境の整備を地域住民とともに推進します。また、市街化調整区域の新たな住宅団地の開発については、既存住宅地のストックが十分にあることから、開発許可を受けた地区以外における開発を抑制します。

第2章 全体構想

(2) 市街地整備事業などの方針

1 住環境整備事業などの推進

- ・(都)庄の原佐野線などの関連街路事業とあわせて中心市街地の都市機能強化、交通の円滑化を図るとともに、個人・組合施行による土地区画整理事業等による基盤整備を支援するなど、良好な市街地形成に向けた取組を進めます。
- ・滝尾中部、三佐北、細地区などの狭あい道路地区等において、安全・安心な市街地改善を図るため、住環境整備事業の実施など居住環境の改善を推進します。

2 計画的な市街地整備の推進

- ・JR大分駅周辺の中心市街地、鶴崎地区、明野地区では、商業業務機能の強化や都市型居住機能の集積を図るため、市街地再開発事業や地区計画制度などの活用とあわせて、民間活力による建物の共同化や中高層化など、土地の高度利用を図ります。
- ・JR鶴崎駅、中判田駅、滝尾駅、西大分駅周辺では、交通結節機能の強化及び計画的な市街地整備の方針について検討を行うなど取組を進めます。
- ・市街化区域内における既存の大規模な低・未利用地については、周辺の土地利用の動向を考慮しつつ、計画的な土地利用への誘導を図ります。
- ・空き家・空き地などの低・未利用地については、各種都市機能の誘導や地域コミュニティなどによる公共的空間の創出など、土地の状況に応じて有効活用を図ります。
- ・魅力ある地域づくりを進めるに当たっては、民間との連携や国の制度活用等により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組に努めます。

3 宅地開発の適正な誘導

- ・将来的な市街地内の人口減少を見据え、低密な市街地への進行を抑止するため、新規の宅地開発については、基本的に居住推奨区域内に誘導するものとし、良好な市街地の維持に努めます。
- ・市街化区域内の開発行為においては、ミニ開発による道路などの公共施設の整備が不十分な街区形成の防止や、高層住宅の立地による低層住宅地の住環境悪化を防止するなど、宅地開発の適正な規制・誘導を図ります。
- ・市街化調整区域においては、優良な農地の保全に努めつつ、人口減少の著しい既存集落については地域コミュニティの維持を図るため、都市計画制度などによる居住環境の整備を地域住民とともに推進します。

4 | 宅地開発の抑制

- ・市街化調整区域における新たな住宅団地の開発については、既存住宅地のストックが十分にあることから、当該開発の要件である地区計画の決定は、当分の間、行いません。
(2007(平成19)年11月29日までに開発許可を受けた区域を除く。)

5 | 郊外型住宅団地などの地区特性を生かした都市づくりの推進

- ・今後さらなる人口減少及び少子高齢化が見込まれる郊外型の住宅団地では、住み替え支援や空き家・空き地対策、交通対策、多世代交流の場づくりなどの総合的な取組を進めます。
- ・それぞれの地区の特徴や課題に応じた住環境の保全や形成を目的とした地区計画などの活用により、地区特性や地域の合意に基づく住民主体の都市づくりを支援します。

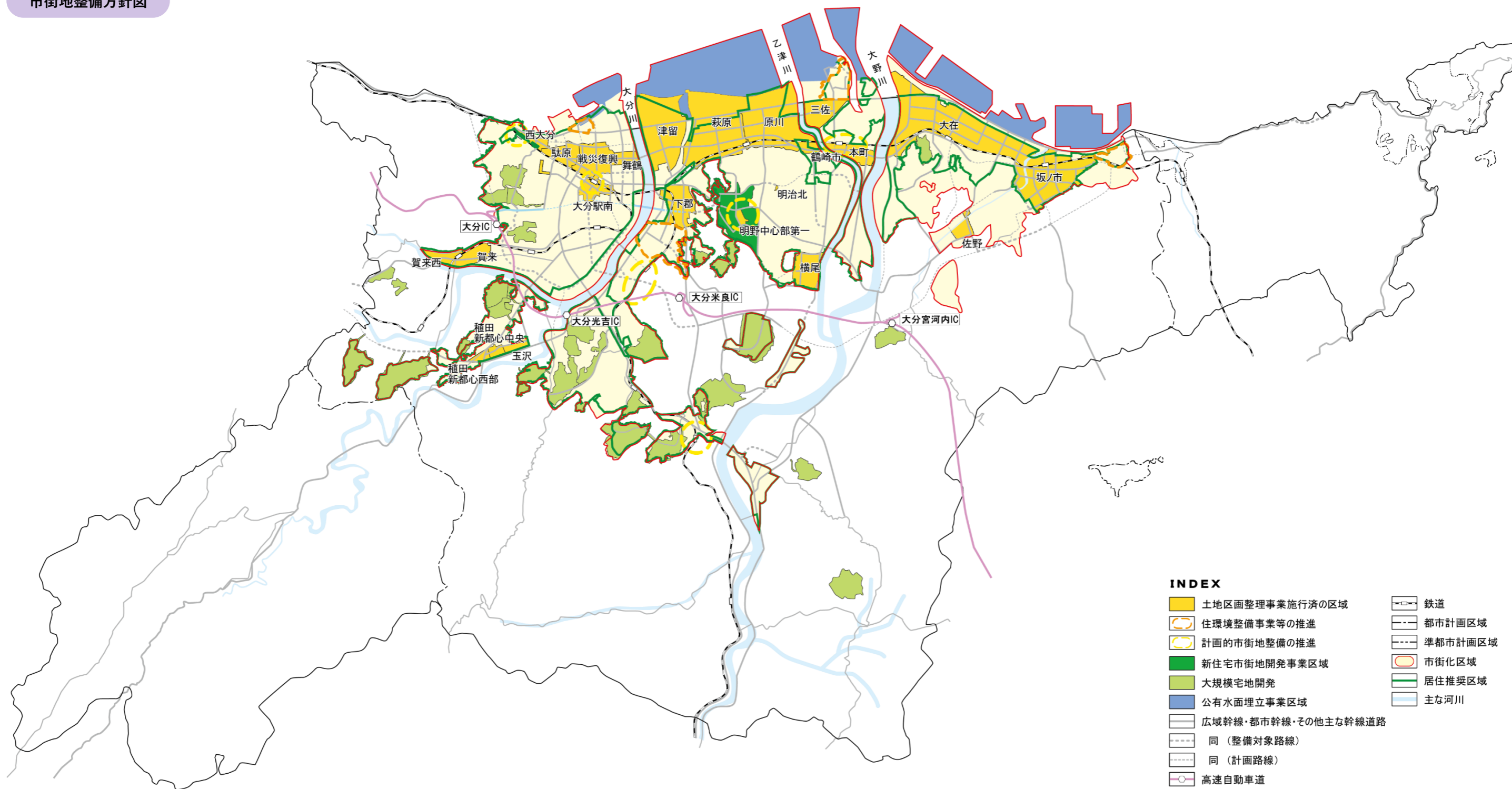


郊外型住宅団地



ふるさと団地の元気創造推進事業 住民ワークショップ

市街地整備方針図



INDEX

土地区画整理事業施行済の区域	鉄道
住環境整備事業等の推進	都市計画区域
計画的市街地整備の推進	準都市計画区域
新住宅市街地開発事業区域	市街化区域
大規模宅地開発	居住推奨区域
公有水面埋立事業区域	主な河川
広域幹線・都市幹線・その他主な幹線道路	
同（整備対象路線）	
同（計画路線）	
高速自動車道	
地域高規格道路	
同（整備対象路線）	
同（計画路線）	



序章 都市計画マスタープランとは

第1章 都市づくりの目標

第2章 全体構想

第3章 地区別構想

第4章 計画の実現に向けて

4. 環境保全・整備の方針

(1) 環境保全・整備の基本方針

本市は、市街地を緑豊かな山々が囲み、豊富な水を湛える大分川や大野川の二大河川に抱かれ、北には別府湾、東には豊予海峡が広がるなど、豊富な自然環境に恵まれた都市です。

これらの自然環境を守り、市民生活にうるおいを与えるとともに、緑豊かな市街地の形成を図るため、以下の基本方針に基づいて保全・整備を推進し、環境と共生したまちづくりを進めます。

■基本方針1 緑を守り、次代に残す

市街地周辺を囲む高崎山や霊山などの山々、都心の森や松栄山などの丘陵地、大分川や大野川などの河川、そして公園、緑地など、現在、本市の軸となっている緑を極力残し、我々の世代が引き継いだ貴重な財産を良い状態で、次の世代に引き継げるよう、積極的に保全を図ります。

■基本方針2 緑をつくり、増やす

市街化の進行や既成市街地の高度利用に伴う緑の喪失を抑止するため、効率的に環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の緑の役割を十分に生かした緑づくりを図るとともに、大分らしさを生かした緑の空間となるよう、地域の特性に合わせた緑の拠点形成を図ります。

■基本方針3 緑を活用する

市内に残る緑の役割を十分に発揮するように活用を図るとともに、多様化する市民ニーズに対応し、効果的で効率的な管理・運営を行い、緑の魅力や価値を高めていきます。

■基本方針4 みんなで考え行動する

緑の保全や緑化の推進、啓発活動などについて、市民、NPO、事業者、行政が協働で、緑を守り、育てるための体制づくりを進めるとともに、緑の大切さを学び、広げる場づくりを推進します。

■基本方針5 環境への負荷を低減する

良好な大気環境や水環境を維持・保全するとともに、廃棄物の低減やリサイクルを推進し、安心して暮らせる都市環境を維持・形成し、自然環境と共生したまちづくりを推進します。

第2章 全体構想

(2) 緑の将来像

1 | 緑の軸となる山間部の豊かな緑

- ・本市の緑の軸として、また貴重な生物の生息地として重要な緑の保全を図ります。

2 | 身近に接することができる丘陵地の緑

- ・里山景観を持った市街地から身近に接することができる丘陵地の緑の保全を図ります。

3 | ふるさとの農地景観

- ・山地、丘陵地や河川と一体となって、ふるさとの緑となっている農地景観の保全を図ります。

4 | さまざまな緑の空間を持つ河川軸

- ・河川は多くの動植物の生息地であり、水とふれあうレクリエーションの場としても活用されることから、さまざまな魅力と役割を持つ緑の空間として保全・整備を図ります。

5 | 核となる公園・緑地

- ・レクリエーションや防災、環境、景観などさまざまな面で、地区の核となる公園、緑地の整備を推進します。

6 | まちに広がる緑のネットワーク

- ・山地、丘陵地や公園、緑地を街路樹や河川、ため池の緑などでつなぎ、本市全体で緑のネットワークを形成します。

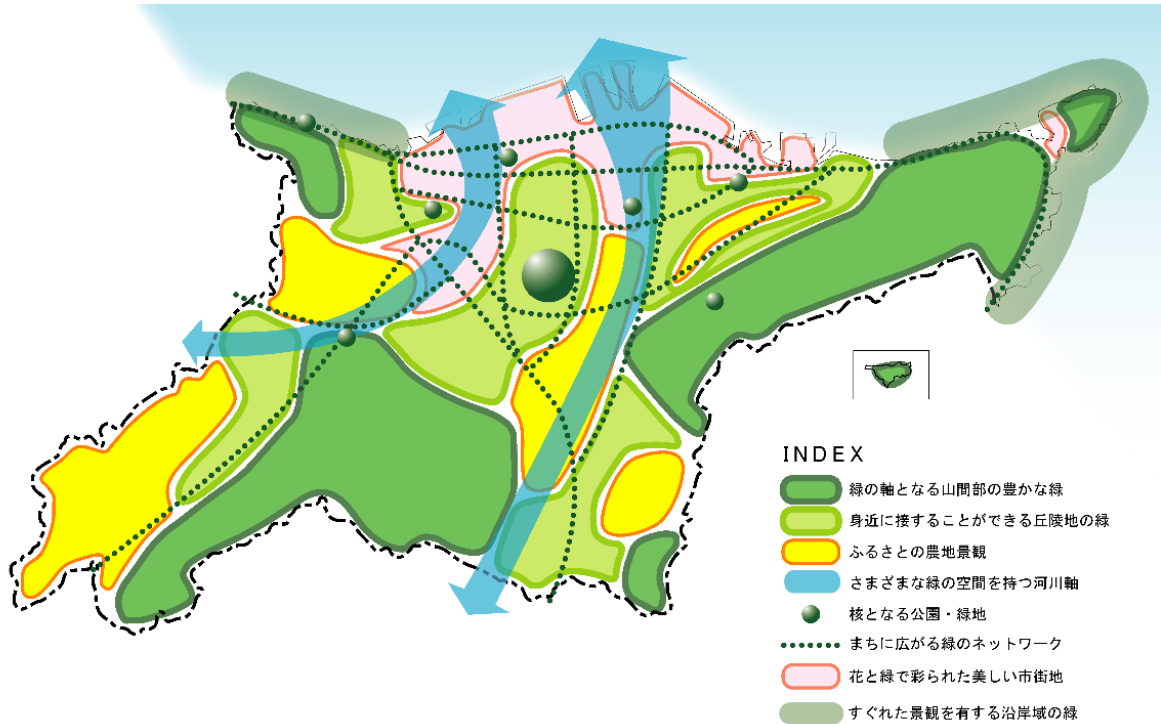
7 | 花と緑で彩られた美しい市街地

- ・公園や道路、住宅地などにおける緑化を推進し、花と緑で鮮やかに彩られた市街地の形成を図ります。

8 | すぐれた景観を有する沿岸域の緑

- ・本市の地域資源である海と山が織り成す、変化に富んだすぐれた景観を緑の空間として保全を図ります。

緑の将来整備構想図



(3) 自然的環境の保全・活用の方針

1 | 山地の保全・活用

- ・ 自然環境の保全を図るべき原生的な森林や動植物が生息する森林については、その適正な維持・管理を図ります。
- ・ 水源かん養、土砂災害防止、保水など、治水や防災上重要な機能を担う森林を保全します。
- ・ 山地部の豊かな自然を享受できる森林公園やハイキングコースなど、レクリエーション施設の適切な維持に努めるとともに、利用者需要などを踏まえた整備拡充を検討します。
- ・ 森林が有する多面的機能が維持、発揮できるよう、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づいた森林の整備や保全を計画的に行います。

2 | 身近な緑の保全

- ・ 高尾山や松栄山、上野丘、南生石など、市街地内または市街地に隣接する身近な丘陵地の自然環境や、社寺林などについては、都市の風致を形成する重要な緑であり、保全を図ります。
- ・ 保全に当たっては、現在指定されている風致地区制度の活用のほか、特別緑地保全地区や郷土の緑保全地区などの指定の検討も行います。
- ・ 利用されなくなった自然的土地利用に資する土地などについては、自然環境の多様な機能を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などに活用する等、自然再生の可能性について検討します。

序章
都市計画
マスタープランとは

第1章
都市づくりの目標

第2章
全体構想

第3章
地区別構想

第4章
計画の実現に向けて

第2章 全体構想

3 | 河川空間の保全・活用

- ・大分川や大野川、乙津川、七瀬川などの河川については、水質の保全と河川敷の緑地の保全を図るとともに、治水計画と整合した堤防の緑化や河畔林の整備推進、さらには河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組を進めます。
- ・水とふれあい親しめるレクリエーション空間として、河川敷を活用し、自転車の整備や水辺の楽校(がっこう)の利活用を推進します。
- ・河川敷や歩道などを活用し、水と緑にふれあえるゆとりとうるおいのある歩行者空間ネットワークの形成を図ります。
- ・治水機能を優先した改修がなされている河川については、多自然型の護岸への再整備を順次進め、河川が本来持つ多様な生物の生息環境の再生や河川景観などの保全に努めます。

4 | 農地の保全・整備

- ・広がりのある優良な農地については、ふるさとの景観や防災など重要な役割を持つゾーンとして保全を図ります。
- ・ふるさとの農地景観を保全し、河川沿いにおいては、水害発生時における遊水機能の確保を図ります。

5 | 沿岸域の緑の保全・整備

- ・瀬戸内海国立公園の高崎山や高島、佐賀関半島沿岸のリアス式海岸をはじめとする沿岸域の自然的海岸や山地の緑の保全に努めるとともに、自然的環境を生かしたレクリエーション・学習の拠点形成を推進します。



宗麟大橋から見る大分川と山の稜線



河原内川河川プール（出典：おおいたきれい百選）

(4) 公園・緑地の整備・保全の方針

1 地区の核となる公園・緑地などの整備・保全

- ・本市及び広域のスポーツ・レクリエーション拠点として、大分スポーツ公園の活用を図ります。
- ・市街地内または市街地に隣接することで都市の良好な環境や風致を形成する上野丘子ども園公園周辺や松栄山公園の保全を図ります。
- ・水辺と親しみふれあうことのできる公園として、鶴崎スポーツパーク及び七瀬川自然公園、田ノ浦ビーチの利用を促進します。
- ・自然景観を楽しみ、植物とふれあうことのできる佐野植物公園の利用を促進します。
- ・文化教養、休養散策、スポーツなどの多様なニーズに対応する平和市民公園の利用を促進します。
- ・亀塚古墳公園周辺区域については、市街地内のまとまった緑や歴史的資源の保全を図ります。
- ・公園・緑地の配置バランスを考慮し、身近に利用でき、また災害時の避難場所となる住区基幹公園の整備を推進します。
- ・だれもが気軽に楽しむことができるよう、バリアフリーや防犯面に配慮した公園の整備を図ります。
- ・臨海部の工業地帯と後背地の市街地との緩衝帯となる松原緑地、舞子浜緑地、日吉原緑地などの保全を図ります。
- ・住宅市街地の良好な環境を保護している緑地の保全・整備を図ります。
- ・自然を活用し、心のいやしや健康づくりなど多様なレクリエーション需要に対応する公園の整備を検討します。
- ・野菜や花の栽培体験を通じたレクリエーションや生きがいくりのため、市民が体験・学習できる場として市民農園や体験農園などの開設を支援します。
- ・既存公園の公園施設の更新や配置換えなどを行い、魅力の向上を図ります。

2 地域制緑地制度などの活用

- ・上野丘や松栄山などの優れた自然景観を保全するため、風致地区の維持により自然環境の保全を図ります。
- ・里山などを形成する市街地周辺の丘陵地などにおいては、緑と調和した土地利用を図るため、特別緑地保全地区や郷土の緑保全地区などの指定を検討します。
- ・市民緑地制度の活用により、良好な緑の保全を促進します。
- ・地域の特性や市民ニーズに対応した公園の有効活用について、民間活力の導入などを検討します。

3 公園などの総合的な配置

- ・地域ごとの人口・公園の整備状況などを踏まえ、公園の配置や内容などについて、市全体での総合的な見直しを行います。
- ・公園の少ない地区については、都市公園などの整備を検討します。

第2章 全体構想

(5) 市街地内の緑化の方針

1 既成市街地などの緑地の整備・保全

- ・既成市街地や住宅団地においては、緑化推進ゾーンとして、市民、企業、行政、NPOなどが一体となって、地域の個性を生かしたまちの緑化を進め、ヒートアイランド現象の緩和や、花と緑で彩られた美しい市街地の形成を図ります。
- ・本市の商業・業務の中心地であり、今後、県都としてより魅力のある都市空間の形成が期待されている JR 大分駅周辺地区を緑化重点地区とし、本市の玄関口にふさわしい緑空間の創造を図ります。
- ・JR 大分駅北地区の中央通りや大分城址公園、駅南地区の大分いこいの道広場を活用し、都心の森と大分城址公園を結ぶ緑の景観軸の形成を図ります。また、中心市街地から大友氏遺跡歴史公園へと続く線路敷ボードウォーク広場の活用など、にぎわいをつなぐ交流の場及び緑と文化が感じられる集いの場となる空間の形成を図ります。
- ・都市計画区域内の良好な都市景観の形成に必要な緑地が不足している地区においては、緑化重点地区や緑化地域などの指定を検討し大規模な建築物などにおける緑化を促進します。

2 緑のネットワーク形成

- ・都市計画道路を中心に、街路樹の整備や沿道の緑化を推進し、都市公園や緑地、歴史的資源などを結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。
- ・大分川や大野川などの河川敷については、堤防緑化を促進するとともに、遊歩道やサイクリングコースを整備し、快適な水辺空間をつくり、また、生き物に配慮したエコロジカルネットワークの形成を図ります。
- ・大分川、大野川を中心に、山や海からの涼風を市街地に送り込む風の道をつくり、ヒートアイランド現象の緩和など緑を感じる都市づくりを推進します。



住宅団地の緑化



線路敷ボードウォーク広場

(6) 総合的な緑の配置方針

今後のさまざまな本市の施策や事業を進めていくための基本単位として、ゾーン区分を行います。

ゾーン名	特徴
緑地保全ゾーン	本市の骨格となる緑地の中で、特に優れた自然環境として、保全を図っていくゾーン
農地保全ゾーン	ふるさとの景観や防災など重要な緑の役割を持つ農地の保全を図っていくゾーン
共生ゾーン	自然環境の保全を基本とし、自然の再生を図るなどの自然と人との共生を図っていくゾーン
緑化推進ゾーン	既成市街地などにおいて、関係者が協力しながら、地区の個性を生かしたまちの緑化を推進するゾーン

(7) 環境共生の方針

1 | 多様で貴重な自然の保全

- ・市域内に分布する貴重な動植物の実態把握やその保護に努めるとともに、ミティゲーションの考え方をを用いるなど、自然環境の保全を図ります。
- ・良好な自然環境や景観などが残る地域は、必要に応じて法令による指定や許可、届出を行うなど適切な保全誘導を図ります。
- ・水質の浄化、生物多様性の確保や環境学習の場として、浜辺や干潟、藻場などの里浜の保全、再生に努めます。

2 | 良好な大気環境の維持・保全

- ・臨海部の工場や内陸型産業における大規模な工場の周辺では、緑化を促進することで環境の維持や保全を図ります。
- ・交通需要マネジメント、マルチモーダル施策を活用し、パークアンドライドなどによる公共交通機関の利用促進、共同輸配送の促進などによって交通渋滞の緩和を図るとともに、低公害車の普及を促進します。

3 | 良好な水環境の維持・保全

- ・公共下水道などの排水処理施設の整備を進めることにより、河川や水路などの公共用水域における水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めます。

第2章 全体構想

- ・ 合併処理浄化槽など適切な生活排水処理などの啓発に努め、水環境の保全に努めます。
- ・ 水質の浄化、洪水緩和、保水などの水源かん養、土砂災害防止、地球温暖化防止、生物多様性保全など、多面的機能を有する森林の保全に努めます。

4 廃棄物などの発生抑制やリサイクルの推進

- ・ ストックマネジメントにより都市施設や建築物などの長寿命化や再利用を促進し、新設や建て替えに伴う廃棄物の発生抑制に努めます。
- ・ ごみ処理施設の機能充実により、ダイオキシンなどの汚染物質の発生を抑制するとともに、循環型社会の構築に向けて、リサイクルプラザの維持・活用を推進し、分別収集を充実させるなど資源化システムの構築を図ります。

5 地球環境に配慮した取組の推進

- ・ 「大分市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、緑化の推進を図ります。
- ・ 公共交通機関の利用促進や交通渋滞の緩和対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制や低公害車普及などによるエコエネルギー活用を促進します。
- ・ エネルギー負荷を削減するため、太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーの活用を促進します。
- ・ 本市の持つ水素利活用の優位性を生かし、環境と経済の好循環を生み出す仕組みをつくりながら、水素エネルギーが日常生活や事業活動において電気や熱などさまざまな形で利用され、まちのエネルギー供給源として重要な役割を果たす「水素社会」の実現を目指します。
- ・ 道路照明のLED化により環境負荷の低減を図ります。

自然的環境の保全・整備方針図



序章 都市計画マスタープランとは

第1章 都市づくりの目標

第2章 全体構想

第3章 地区別構想

第4章 計画の実現に向けて

5. 景観保全・形成の方針

(1) 景観保全・形成の基本方針

水と緑からなる豊かな自然景観に恵まれた本市は、歴史的にも東九州の重要な拠点として栄えてきた都市であり、府内城跡や史跡大友氏遺跡などの歴史・文化資源が数多く残っています。

本市が持つ多様な地域資源を生かし、美しい都市景観の保全・形成を図るとともに、だれもが安心して快適に住み続けられる都市を目指し、以下の方針に基づいて、魅力ある都市づくりを推進します。

■基本方針1 県都にふさわしい風格ある都市景観の保全・形成

本市は県都であるとともに、東九州の重要な拠点都市でもあります。都市の個性を伸ばし、風格ある大分らしい都市づくりを推進します。

■基本方針2 地域資源を生かした美しい景観の保全・形成

水と緑からなる豊かな自然や温泉などの自然的資源、豊富な歴史・文化資源を活用し、生活にゆとりとうるおいある都市空間の整備・充実を図るとともに、都市のアイデンティティ形成につながる美しい都市・自然景観の保全・形成を推進します。

(2) 景観保全・形成の方針

1 | 自然景観の保全

- ・野津原地区の棚田景観や佐賀関の海岸景観を含む、本市の全域に広がる良好な自然景観の保全を図ります。
- ・自然景観の中でも、特に本市の特徴を担う緑の景観の保全を積極的に行います。

2 | 眺望景観の確保

- ・市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、そして海を挟んだ市内外への景観など、広域的な眺望を意識した眺望景観の確保を図ります。

3 | 沿道及び鉄道沿線などの景観の保全・形成

- ・さまざまな人びとの視線にふれる機会が多く、また市域内外の景観拠点を結ぶこととなる道路や鉄道沿線、都市公園、官公庁施設などの公共公益施設の周辺においても良好な景観形成の誘導を図るとともに、街路整備など施設そのものの景観形成に取り組みます。

第2章 全体構想

- ・ 景観重要公共施設に指定された公共施設については、大分市景観計画の配慮方針に従い、魅力ある施設整備と周辺の景観形成・保全を推進します。
- ・ 道路の街路樹の整備及び適切な管理を推進します。

4 | 大分市のシンボルとなる景観づくり

- ・ 史跡大友氏遺跡などの歴史的な遺構や戸次本町などの歴史的まちなみ、佐賀関地区のリアス式海岸などの固有の地勢から形成される景観など、本市のシンボルとなるべき景観については、重点的に保全・形成を図ります。特に、景観地区と地区計画を指定している大分城址公園周辺地区は、大分城址公園を核とした都心のオアシス空間や歴史的拠点としての良好な景観やにぎわいの創出を図っており、引き続き各制度の内容について周知を図り、歴史的建造物と一体となった歴史的まちなみの保全に努めます。
- ・ 中心市街地に不足する緑地の確保を図るため、公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を促進します。
- ・ 歴史的建造物などの周辺においては、地区計画や景観計画などによる建築物や屋外広告物などの規制誘導やまちなみルール策定への支援など、各種都市づくり施策と連携し、その地域にふさわしい景観形成を図ります。
- ・ 大分市景観計画に掲げる「重点地区」に設定されている JR 大分駅を中心とした「おおいた都心地区」、西大分港から高崎山までの国道 10 号に沿った地区を「西大分湾岸周辺地区」については、大分市景観計画の方針に沿った景観の形成・保全を推進します。



おおいた都心地区



西大分湾岸周辺地区

5 | 個性あるまちなみ景観の創出

- ・ 生垣や花壇の設置などによる緑化を促進し、花と緑に囲まれたうらおいのある市街地の形成を図ります。
- ・ 中央通りや JR 大分駅南地区の大分いこいの道においては、広場や植栽などの整備により、魅力とにぎわいのある公共空間の形成を図ります。
- ・ 地区計画制度などの活用により、市街地にゆとりを生み出すオープンスペースを確保し、市民が憩い・ふれあう魅力ある空間の創出を図ります。

- ・市内に点在する歴史的資源や自然的資源を歩行者・自転車ネットワークで結び、自然、歴史、文化にふれあえる交流空間の形成を図ります。
- ・大分市景観計画に掲げる「重要地区」に設定されている高田輪中地区、佐賀関漁港周辺地区、戸次本町地区、今市石畳・棚田・ななせダム地区については、地域特性に即した景観形成に努めます。

6 | 身近な景観の保全・形成

- ・市街地に接する山林の保全、農山漁村の伝統的な集落形態の継承、住宅地内の環境美化、中心市街地のにぎわい整備など、そこに暮らす市民の発意や協力を得て、地区ごとの特徴を生かした景観の保全・形成を図ります。
- ・身近な景観の保全・形成のために、市民活動や NPO 活動、企業活動などの地域に根ざした活動を支援します。

7 | 屋外広告物の適正な規制と誘導

- ・商業地域におけるにぎわいの演出や、幹線沿道地域における調和のとれた景観の形成、閑静な住宅地のまちなみ形成など、それぞれの地域特性に応じ、適正に屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい地域景観の形成を図ります。

8 | 景観形成を促進するシステムづくり

■ a. 大分市景観計画などの活用

- ・本市の景観形成を総合的に推進するために策定された大分市景観計画、並びに大分市歴史的風致維持向上計画などの適正な運用を図るとともに、官民一体となった景観の形成を促進します。

■ b. 景観形成に関する市民意識の醸成

- ・景観に関する啓発や広報、美化活動などのだれもが気軽に参加できる活動を通して、市民の関心を高め、景観形成などに対する市民意識の向上を図ります。
- ・景観は、市民、事業者、行政の共有財産であるとの認識のもと、景観形成におけるそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら主体的な取組への参画を促進します。

■ c. 景観形成を促す各種制度の活用

- ・良好な景観が形成されている地区や、今後景観形成を図っていく地区においては、景観地区の指定や地区計画制度、建築協定制制度などを活用し、美しいまちなみの形成を図ります。
- ・景観計画の提案制度や景観に精通した専門家の支援などを活用し、地域の個性を生かした景観の形成を促進します。

6. 都市防災の方針

(1) 都市防災の基本方針

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、今後30年以内に70～80%の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震と、それに伴い発生する津波による被害が想定されるとともに、震源が浅く、大きな被害をもたらす活断層に伴う地震の発生も懸念されています。また、近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化の様相を呈しており、本市は台風の進路にあたることも多いことから、土砂災害や水害の危険も常に有しています。

これらの自然災害や、大火などの発生を未然に防止し、または被害を最小限に抑制するために、「大分市地域防災計画」、「大分市水防計画」及び「大分市国土強靱化地域計画」に基づき、以下の方針に沿って災害に強い都市づくりを推進します。

■基本方針1 災害の発生を未然に防ぐ事業などの推進

地震や大雨による土砂の流出や河川からの浸水などを未然に防止するため、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の促進、河川改修、保水機能を有する森林の保全を図ります。

■基本方針2 災害に強い市街地の整備促進と都市機能の確保

地震や火災の発生による被害を最小限に抑えるため、人命の保護が最大限図られるよう、建築物の不燃化、防火区画の整備などを推進するとともに、ライフラインなどが災害時に有効に機能するなど、市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるよう適切な維持管理を行い、災害に強い市街地の形成を図ります。

■基本方針3 避難体制の確立と情報システムの強化

災害時に迅速かつ安全に避難できるよう、避難場所や避難路などの整備を行うとともに、市民の防災意識の向上と地域レベルの避難・救急体制の確立を推進します。

また、避難情報などの伝達手段の多重化及び迅速化を図るとともに、被害を受けたライフラインの早期復旧を可能にする情報システムの構築を図ります。

(2) 都市防災の方針

1 | 避難路・避難場所の確保

- ・狭あい道路や行き止まり道路の解消など、避難や消火活動、救助活動のためのルートの確保に向け、既存道路の適切な維持管理を図るとともに、災害に強い道づくりなどの整備を推進します。
- ・身近な避難場所として必要な、住区基幹公園などの適切な維持管理を図るとともに、計画的かつ、適正な配置となるような整備を推進します。

- ・長期的な避難に対応できるよう、地区の核となる公園など公共施設の整備を推進するとともに、非常用食料・飲料水などの備蓄を図ります。
- ・建物の倒壊による避難・輸送路の寸断を防止するため、必要な道路幅員の確保や、建築物のセットバックを促進します。
- ・大雨による浸水や津波からの避難を想定し、高台や津波避難ビルなどの避難場所を確保するなど、災害の種類に応じた適切な避難場所を選定します。
- ・災害時の緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するために、多重性・代替性のある緊急輸送道路の整備を推進します。
- ・道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波・雪害などの対策を推進します。

2 | 建築物などの不燃化・耐震化

- ・火災時における延焼防止のため、防火・準防火地域の指定などにより、建築物などの不燃化を促進します。
- ・防災上重要な公共施設やその周辺の建築物の不燃化を促進します。
- ・地震時における建築物などの倒壊被害を最小限にするため、老朽建築物や旧耐震基準による建築物の診断や改修を推進するなど、建物などの耐震化を促進します。

3 | 市街地の不燃化

- ・地震に伴う火災の延焼防止のため、市街地の不燃化に向けた住環境整備事業などの取組を推進します。
- ・延焼遮断帯となる公園・緑地・広場や幹線道路などの適正な配置整備、街路樹の整備などにより、防火区画の形成を推進します。

4 | ライフラインの確保

- ・電線共同溝の整備など、電気・通信などのライフラインの耐震性向上による機能確保を目指します。
- ・主要配水池への送水管や大規模病院などの重要給水施設への管路を優先して整備更新するなど水道管の耐震化や基幹管路の耐震適合化を推進します。また、水道施設のバックアップ機能の強化や応急給水拠点の整備により被災時の断水等に迅速な応急給水が行えるようにします。
- ・被害を受けたライフライン施設の早期復旧を図るため、情報システムを活用します。
- ・公共下水道施設や農業集落排水施設(処理場、ポンプ場、主要な管路)の老朽化対策や耐震化、耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保します。

第2章 全体構想

5 | コンビナート災害の防止

- ・石油コンビナート地域においては、災害が周辺地域に拡大することを防止する緩衝緑地帯の維持管理を行います。
- ・石油の流出事故についても、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき対処します。

6 | 土砂災害などの防止

- ・急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業などの促進により、土石流やがけ崩れなどの未然防止や被害の抑制に努めます。
- ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制に努めます。
- ・宅地造成規制法の適正な運用など、宅地の安全性を確保するための取組を推進するとともに、災害リスクの高いエリアにおける居住を抑制します。

7 | 水害の防止

- ・低地における内水被害を防止するため、河川の堤防の強化や、河道の浚渫をはたらきかけるとともに、遊水機能を持つ河川沿いの農地の保全を図ります。
- ・集中豪雨における雨水排水機能向上のため、下水道の整備や機能強化を推進します。
- ・山地・丘陵地の保水能力確保のため、保安林などの保全を図ります。
- ・宅地開発による雨水流出量の増加に対応するため、雨水調整池の整備を徹底するとともに、浸透・貯留施設の設置をはたらきかけます。

8 | 防災体制の確立・強化

- ・ハザードマップの活用や自治会活動を通して、災害危険箇所や避難場所・避難路の周知を図るなど市民一人ひとりの防災・危機管理意識の高揚を図ります。
- ・消防団の充実・強化、自主防災組織の結成促進及び育成を図るとともに、各種団体相互の連携強化に努めます。
- ・情報システムの整備・運用を含む防災連絡体制及び事前防災体制の確立と強化により、迅速かつ正確な情報を継続的に提供し、的確な避難の誘導など二次災害の防止に努めます。
- ・大規模盛土造成地マップを活用し、市民の防災意識を高め、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策などの検討を行います。
- ・大分スポーツ公園については、大分県広域防災拠点に位置付けられており、大規模災害発生時には、自衛隊・警察・消防などの応援部隊の進出・活動、救援物資の集積・輸送などの拠点機能を持つことから、防災体制強化のため、災害時に円滑かつ有効に活動できるよう拠点を中心とした経路などの整備に向けた取組を進めます。

9 | 災害廃棄物処理の対策

- ・「大分市災害廃棄物処理計画」に基づき選定した仮置場候補地に加え、想定外の災害に備えるため徐々に候補地を増やすなど可能な限り多くの仮置場を確保し、災害廃棄物処理の迅速化を図ります。

10 | 復興事前準備等の取組

- ・災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査のさらなる推進を図ります。
- ・被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興まちづくりの実施方針について検討を行うなど、復興事前準備に向けた取組を進めます。
- ・復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用など、先導的な取組を実施している地方公共団体との情報共有等の連携を実施することにより、取組の質の向上を図ります。



津波避難場所 三佐命山



消防訓練

7. その他都市施設等の整備方針

(1) その他都市施設等整備の基本方針

大分川と大野川の2つの一級河川を有する本市は、大雨による流域の浸水の危険も常に有しており、また下水道の普及率についても、全国の同規模都市と比較して低い状況にあります。

市民の安全で快適な都市生活を維持するとともに、環境への負荷を低減するため、以下の方針に基づいて公共施設、下水道、河川や処理施設の整備・機能拡充を図ります。

■基本方針1 公衆衛生の向上と水質環境の改善

公共下水道の整備推進や浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進により、衛生的な生活基盤の確保と、河川や海域の水質改善を図るとともに、家庭での適切な生活排水処理の啓発に努めます。

■基本方針2 河川の治水・親水機能の向上

河川の流下能力の向上により治水機能を強化するとともに、自然豊かで親水性のある水辺空間の創出を図ります。

■基本方針3 処理機能の強化とリサイクルの推進

活発な都市活動に伴い増加するごみや汚水などの処理能力を高めるとともに、リサイクルの推進などによる環境に配慮した機能向上を図ります。

■基本方針4 公共空間におけるバリアフリー化の推進

公共空間におけるバリアフリー化を推進し、子どもから高齢者、障がいのある人などだれもが安全かつ円滑に利用でき、安全・安心で快適に住み続けられる人にやさしい都市づくりを推進します。

(2) 下水道の整備方針

- ・「大分市上下水道事業経営戦略」に基づき、未普及対策として人口密度の高い地域や住民意向調査による早期接続の見込める地区を優先的に整備するとともに、設計・施工一括発注方式（DB）の導入や浄化槽団地の引取りなど効率的・効果的な整備促進を図ります。さらに、市街化区域や大分市立地適正化計画などを考慮しながら、公共下水道全体計画区域を見直し、合併処理浄化槽など他の排水処理施設事業との連携を強化するなど、汚水処理施設整備構想を推進します。
- ・県内事業者との広域化や他の汚水処理事業などとの共同化が求められていることから、汚泥処分の燃料化事業の広域化や農業集落排水事業などとの共同化も進めていきます。
- ・現在、5か所ある水資源再生センターの適切な維持・管理を行い、施設の有効活用を図るとともに、利用率の偏りを改善するため処理区域の見直しを行います。

- ・浸水被害に対しては、浸水の想定や被害状況などをもとに、計画的な雨水排水ポンプ場の建設や雨水管渠の整備を推進します。

(3) 河川などの整備方針

1 | 治水機能の整備

- ・市民の生命・財産を浸水被害から守るために、計画的な河道の整備を推進し、治水機能の向上を図ります。

2 | 親水機能の整備

- ・市民の憩いや自然とのふれあいの場として、また多様な生物の生息空間として、自然を生かした親水性のある水辺空間の整備を推進します。

(4) その他公共施設の整備方針

1 | ごみ処理施設

- ・施設の負荷を軽減させるため、市民のライフスタイルの見直しやごみの排出抑制・減量化を促進します。
- ・循環型社会の構築に向けて、分別収集を充実させるなど資源化システムの整備を図ります。
- ・ダイオキシン対策や余熱利用の促進など、環境負荷を低減する施設の整備・拡充を図ります。
- ・「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、新たな一般廃棄物処理施設「新環境センター」の整備を図ります。

2 | し尿処理場、火葬場

- ・現存施設の適切な維持・管理を行うとともに、処理能力の不足や老朽化に対応した施設の整備・拡充を図ります。

(5) 公共公益施設におけるバリアフリー化の方針

公共公益施設などの公共空間では、だれもが安全かつ円滑に利用できるよう、スロープや手すり、エレベーター、障がい者用トイレ、誘導表示などを設置します。



バリアフリーまち歩き点検